

ビジネスと人権の取組

外務省 総合外交政策局
人権人道課



Contents

1. 「ビジネスと人権」をめぐる動き
2. 日本の行動計画（NAP）
3. 責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン

ビジネスと人権に関する指導原則

第一の柱

人権を 保護する 国家の義務

運用上の原則

- 一般的な国家の規制及び政策機能
- 国と企業の連携
- 紛争影響地域における企業による人権尊重の支援
- 政策の一貫性の確保

第二の柱

人権を 尊重する 企業の責任

運用上の原則

- 企業方針によるコミットメント
- 人権デュー・ディリジェンス
- 救済への取組
- 置かれている状況を踏まえた対応

第三の柱

救済への アクセス

運用上の原則

- 国家による司法手続
- 国家による非司法的苦情処理の仕組み
- 非国家基盤型の苦情処理の仕組み
- 非司法的苦情処理メカニズムの実効性の基準



「ビジネスと人権」我が国における取組の背景

1. 世界の動き

- 2011年、国連人権理事会において「**ビジネスと人権に関する指導原則**」が我が国含む全会一致で支持され、企業活動における人権尊重の指針に

2. G7及びG20サミットでのコミット

- 2015年、G7エルマウ・サミット首脳宣言「**指導原則**」に言及
- 2017年、G20ハンブルク首脳宣言「**G20各国は、行動計画等の政策的な枠組みを構築するよう取り組む**」

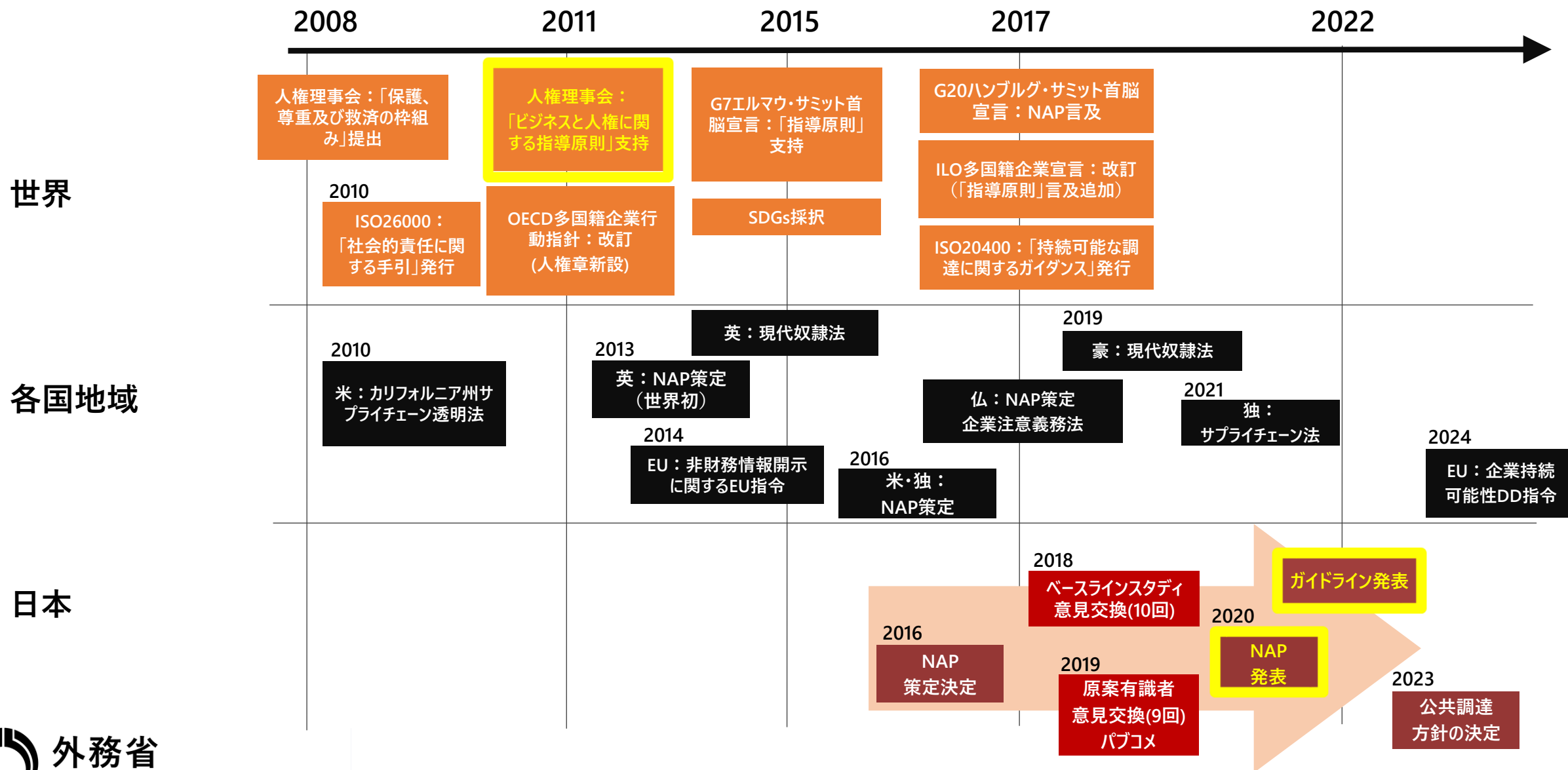
3. 各国で拡大する規制への対応

- 各国が行動計画（NAP）策定に着手（日本を含む**26か国が策定済**）
- 欧米諸国を中心に、企業に対し、情報開示や人権デュー・ディリジェンスを義務付ける**法制度が拡大**

4. 日系企業からの声

- 日系企業**からの対応を望む声

「ビジネスと人権」に関する国際的な動向



「ビジネスと人権」に関する我が国の取組

2020 10月

- ・ 「ビジネスと人権」に関する行動計画策定



2022 9月

- ・ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」策定

10月-11月

- ・ 外務省主催：日本企業・進出先国取引先向け海外セミナー開催
(於：インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド)

2023 4月

- ・ 「公共調達における人権配慮について」政府方針決定

5月

- ・ G7広島首脳コミュニケ



7月-8月

- ・ 国連「ビジネスと人権」作業部会の公式初訪日

11月

- ・ 外務省主催：日本企業・進出先国取引先向け海外セミナー開催
(於：ベトナム、カンボジア、バングラデシュ)



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

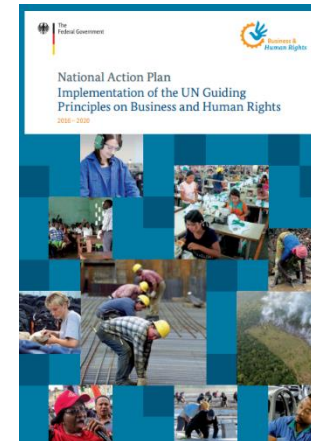
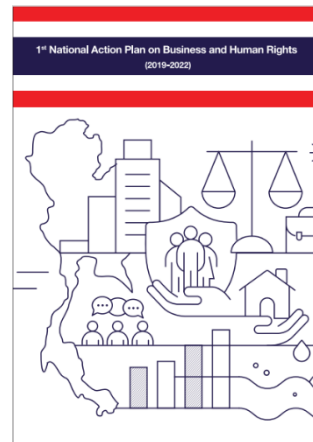
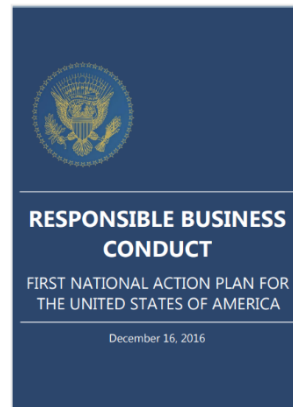
「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）

「指導原則」に基づき、**企業による人権への悪影響から保護するために**、
国家が策定する発展的な政策戦略

- 30か国以上の国・地域が既に公表済
- アジアでは、日本の他にタイ、ベトナム、台湾等が公表



Good Business
Implementing the UN Guiding Principles on
Business and Human Rights
Updated May 2016



PLAN NATIONAL D'ACTION
POUR LA MISE EN OEUVRE DES
PRINCIPES DIRECTEURS DES
NATIONS UNIES RELATIFS AUX
DROITS DE L'HOMME
ET AUX ENTREPRISES



外務省

Ministry of Foreign Affairs of Japan

出典：Danish Institute for Human Rights (DIHR), National Action Plans on Business and Human Rights, 2023/12/11時点
<https://globalnaps.org/country/>

「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）の目的

- 国際社会を含む社会の人権の保護と促進
- 「ビジネスと人権」に関する政策の一貫性を確保
- 日本企業の国際競争力・持続可能性の向上
- 持続可能な開発目標（SDGs）達成への貢献



「ビジネスと人権」に関する行動計画（NAP）



「ビジネスと人権」に関する行動計画（全4章）

第1章

行動計画ができるまで（目的）

第2章

行動計画（基本的な考え方）

第3章

政府から企業への期待表明

第4章

行動計画の実施・見直しに関する枠組み

政府から企業への期待表明

政府は、**その規模、業種等にかかわらず**、日本企業が、国際的に認められた人権及び「ILO宣言」に述べられている基本的権利に関する原則を尊重し、「**指導原則**」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、**人権デュー・ディリジェンスのプロセスを導入**すること、また、サプライチェーンにおけるものを含む**ステークホルダーとの対話を行うことを期待**する。さらに、日本企業が効果的な**苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ることを期待**する。



1 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められています。



Policy
Commitment

2 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17～21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められています。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいます。



Human Rights
Due Diligence

3 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められています。

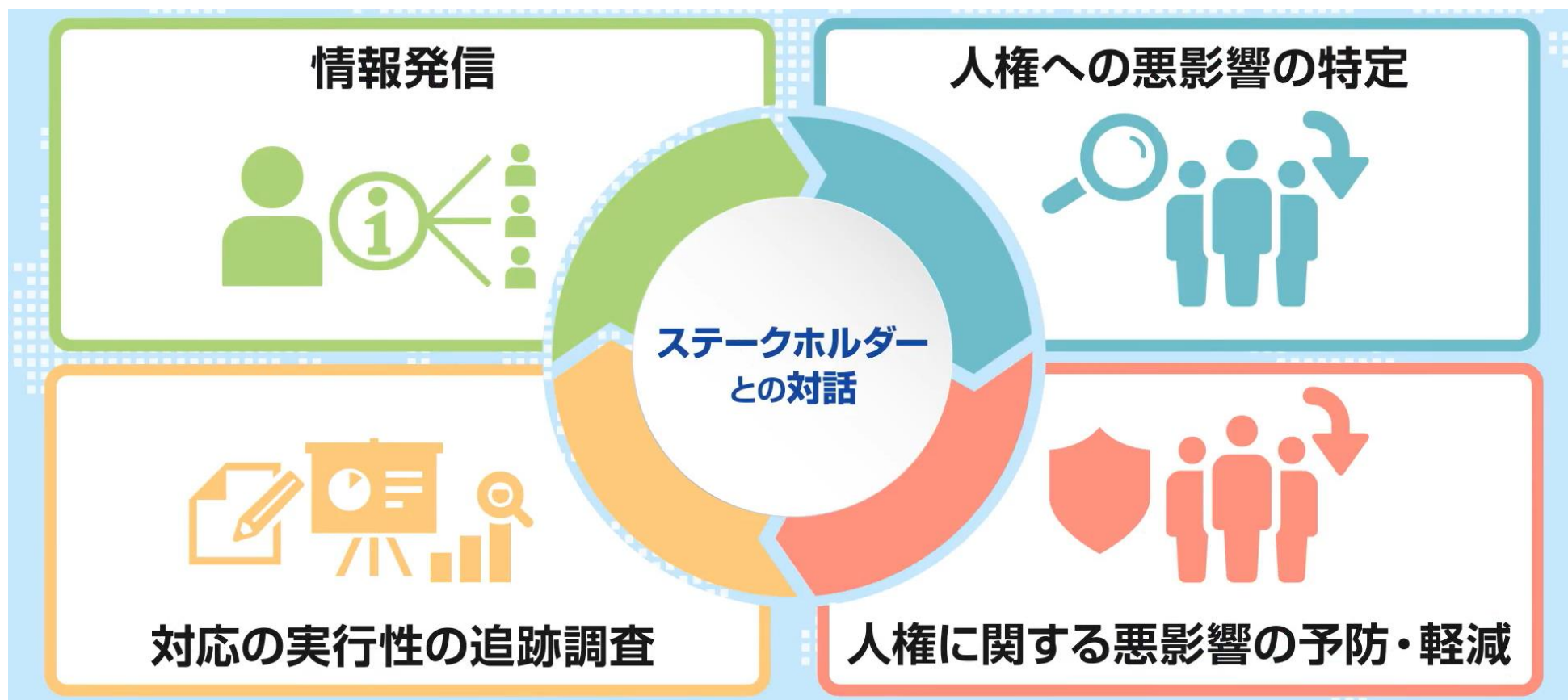


Remediation

人権デュー・ディリジェンスとは

自社企業や取引先企業も含めて、どのような場所や分野で、どのような人権に関わるリスクが発生するかを特定し、それに対処する一連のプロセス

「指導原則」で示されている4つのステップ



「ガイドライン」策定の背景

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

- 2021年9～10月、東証1部2部上場企業等（約2,800社）を対象に、
政府として初の取組状況調査を実施
 - サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを実施（52%）
 - 政府に対してガイドライン整備を求める声（51%）
- 2021年～2022年、米欧諸国を中心に、人権デュー・ディリジェンスの普及を促進する動きが各国で活発化

人権尊重の取組

人権尊重責任を果たすというコミットメント

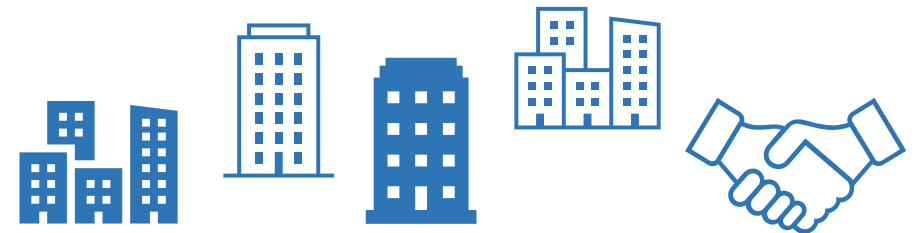
人権デュー・ディリジェンスの実施

人権への負の影響の救済

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」の対象

本ガイドラインの対象企業・取組の対象範囲

- 企業の規模、業種等にかかわらず、**日本で事業活動を行う全ての企業**
- 国内外における自社・グループ会社、サプライヤー等（サプライチェーン上の企業及びその他のビジネス上の関係先をいい、**直接の取引先に限られない**）



「ビジネスと人権」ポータルサイト

- 「ビジネスと人権」に関連した情報を掲載
- 国連の指導原則や、行動計画を紹介するパンフレット及び動画を公開
- 国連、ILO、OECDのリンクを含めた情報を紹介



- パンフレット紙面版は、在外公館、地方自治体等でも提供中